

衆議院環境委員会ニュース

平成 23. 6 .10 第 177 回国会第 9 号

6 月 10 日（金）第 9 回の委員会が開かれました。

- 1 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）（参議院送付）
 - ・松本環境大臣、近藤環境副大臣、林文部科学大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 民主、自民、公明、佐藤ゆうこ君（無））
 - ・田島一成君外 2 名（民主、自民、公明）から提出された附帯決議案について、田島一成君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 民主、自民、公明、佐藤ゆうこ君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

丹羽 秀樹君（自民）

1 ミリシーベルトに見直すべきではないか。

- ・水質汚濁防止法について、平時だけでなく、有事の状況も考えた改正を行ってはどうか環境大臣に伺いたい。
- ・海水浴場について、地方公共団体が放射性物質の調査をするということだが、国からの基準がない中、海水浴場に対する風評被害が発生する可能性もある。環境省の対応方針を伺いたい。
- ・震災によるがれき等の大量の廃棄物について、環境省のマスタープランでは概ね 3 年で処理とされているが、本当に 3 年で処理できるのか疑問である。当初環境省が試算したがれきの量の変更の有無も含めて対応状況を伺いたい。

江田 康幸君（公明）

- ・経済情勢の厳しい中、本改正法により構造基準の遵守義務や定期点検義務が新たに課されることとなるが、中小企業に過度な負担とならないよう、どのような負担の軽減措置、支援策等を講じていく考えか伺いたい。
- ・通常の廃棄物と同様に処理するとされた地域の放射性廃棄物を処理するに当たっては、放射性物質を含む焼却煙の大気中への拡散の防止策及び焼却灰の処理方策が重要であるが、これらの処理の方向性及び処理方針の決まっていない地域における放射性廃棄物への対処方針を伺いたい。また、最終処分については国が責任を持つべきと考えるが、新たな予算措置も含めどのように対処する考えか伺いたい。
- ・児童及び保護者の不安を払拭するため、福島県内の学校における被ばく線量の暫定基準を 20 ミリシーベルトから